青 教 指 第 2 9 1 号 令和 3 年 7 月 1 2 日

市内小・中学校長 殿

青梅市教育委員会 教育長 岡田芳典 (公 印省 略)

緊急事態宣言の発令(4回目)を受けての今後の教育活動について(通知)

国は、7月12日(月)から東京都および沖縄県に緊急事態宣言を発令しました。

これらのことから、緊急事態宣言の対応と合わせて、市教育委員会として も、独自に対応を進めていく必要があると認識しております。

各学校では、前回の緊急事態宣言の解除を受けて、夏季休業日までの貴重な期間に、充実した教育活動を実施しようと計画を立てていたことだと思います。しかしながら、再びの緊急事態宣言の発令を受けて、夏季休業日前までに予定していた大きな学校行事等は、できるかぎり自粛していだだく一方、今から中止およびキャンセルすることで大きな混乱を招くものもあると認識しております。

つきましては、下記に示されない教育活動、講演会等の実施については、 その実施について各学校で判断していただきますが、それ以外は下記のとお りといたしますので、ご確認いただき適切に実施していただきますようお願 いします。

なお、本通知における対応策は、現時点のものであり、状況の変化により、 今後変更する可能性があることを予めご承知おきください。

記

1 主な学習活動について

緊急事態宣言が解除されるまで、感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わない。

(例)

- ・ グループや少人数等での話合い活動
- ・ 音楽における歌唱の活動や管楽器(リコーダーや鍵盤ハーモニカ等)

を用いる活動

- ・ 図画工作、美術における児童・生徒同士が近距離で活動する共同制 作等の表現や鑑賞の活動
- 家庭科における調理実習
- ・ 体育、保健体育における身体接触を伴う活動(マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防等)
- ・ 児童・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や 観察、実習
- 2 修学旅行、移動教室、特別支援学級における宿泊学習等について
 - (1) 実施の判断基準について

旅行先が緊急事態宣言およびまん延防止等重点措置の対象地域に該当 する場合は実施をしない。

- (2) 実施する際の留意点について
 - ・ 紙面において確実に保護者の了承を得ること。その際に、保護者から多数の不参加の意向(概ね1割から2割程度)があった時は実施時期を検討すること
 - ・ 保護者および児童・生徒に十分に説明をし、納得を得ること
 - 参加しないことを選択する児童・生徒もいると思われることから、 その場合は適切な対応をすること
 - ・ 出発の2週間前から、検温を実施すること
 - 旅行先の宿舎等と連携を図り、現地の受け入れ態勢を確認すること。また、その状況を保護者に伝えること
 - ・ 出発日の前に、感染者等が発生した場合は、たとえ前日でも中止に なる可能性があること
- 3 校外学習等について
 - 都心部に行く見学等は実施をしない。それ以外は可とする。
 - ・ 生活科見学等における、校外学習届を出さない範囲については、学校ごとの判断とする。
- 4 部活動の実施について
 - (1) 基本的な考え方(夏季休業日前まで)
 - 平日に限り、短時間(1時間程度)

- ・ 休日は実施をしない
- (2) 緊急事態宣言中に公式戦等の大会が予定されている場合 大会へ参加は可とする
- (3) 公式戦等の大会の参加にあたっての練習等について 校長の責任の下、部活動ガイドラインに基づいて、大会等の参加に伴 う練習および都内における練習試合等は可とする。この場合、休日の練 習も同様とする。
- (4) その他
 - 実施にあたっては、十分に感染対策を講じること。
 - ・ 飛沫の飛散が懸念される部活については、対面でしない等の配慮 を欠かさないこと。
 - 実施にあたっては、保護者に十分に説明をすること。
 - ※1 小学校においても、教員の指導の下で放課後や土日に活動を行うクラブ活動等については同様とする。
 - 2 中学校における夏季休業日期間中の部活動の在り方については、 国および都の通知を参考にし、今後、中学校校長会とも連携を深め た上で決定をしていく。
- 5 水泳指導について 夏季休業日中の水泳指導も含めて中止とする。
- 6 児童・生徒等に対する指導
 - (1) 基本的な感染症予防策の徹底
 - ○3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット(マスクの着用)
 - ○毎朝検温、健康観察

(体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養)

- ○登校時の健康チェック
 - (登校時に健康チェック表の確認)
- ○教室等における密集の回避

(児童・生徒等同士の間隔を1m以上確保)

- ○30分に1回以上換気
- ○教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置 (校内環境の管理)
- ○授業終了後は速やかに帰宅する。
- (2) 給食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。
- ○児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしない。
- ○休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。
- (3) 放課後の活動における感染症予防策および生活指導の徹底
 - ○放課後は速やかに帰宅する。
- 7 家庭における感染症対策の依頼(家庭に持ち込まない行動をお願いする)
 - (1) 家庭における感染症予防策の徹底
 - ○3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット(マスクの着用)
 - ○毎朝検温、健康観察(家族に何らかの症状が見られる場合は児童・生徒等を無理せず休養 ※この場合、各学校においては、児童・生徒等の学習の保障を図ること。)
 - ○十分な換気
 - ○手が触れる場所などの消毒
 - ○不要不急の都県境をまたぐ移動は自粛する。
- 8 教職員等の健康管理の徹底
 - (1) 基本的な感染症予防策の徹底
 - ○3 密の回避、正しい手洗い、咳エチケット(会話や会議の際も必ずマスク着用)
 - ○毎朝検温、健康観察(健康状態に不安がある場合は自宅で休養)
 - ○出勤時の健康チェック(健康チェック票に検温結果等を記録)
 - ○委託事業者に対しても健康管理を徹底すること
 - (2) 給食や休憩時間における感染症予防策の徹底
 - ○喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。
 - ○大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話 はしない。
 - ○休憩時間は、大人数、大声、至近距離での会話はしない。
 - (3) 勤務時間外や家庭における感染症予防の徹底
 - ○不要不急の都県境をまたぐ移動は自粛する。
 - ○3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット(マスクの着用)
 - ○毎朝検温、健康観察(同居者等の家族にも協力を再度要請)

- ○十分な換気
- ○手が触れる場所などの消毒
- ※ 教職員等は、勤務が終了後できるだけ速やかに帰宅し、健康管理に 務める。

9 その他

- ・ 指導室等による夏季休業日期間中の研修の実施については、あらた めて連絡をします。
- ・ 感染状況が急拡大し、市教育委員会として上記の教育活動の実施が困難であると判断した場合は、中止および延期とすることがあります。ただし、そのような場合は市教育委員会から保護者宛に中止の理由を示した手紙を配布します。

以上

【連絡先】青梅市教育委員会指導室 TEL 22-1111(2376)